

平成 26 年 2 月 5 日

健康保険組合

給付係 ご担当者 殿

(協) 千住柔整師会
代表理事 関口 勝仁

返戻についてのご連絡

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。又、いつも当会の運営にご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、今般別紙「返戻」扱いとなった申請書が届きましたが、以下の点について疑義がありますのでご回答頂きますようお願い申し上げます。

- 1 「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」第1 通則 8 に違反する返戻であると考えますがいかがでしょうか。
- 2 今回の返戻理由「併用受診の疑いがあります。」とのことですが、「併用受診」をしているかどうかは、患者さんからお話頂ければ担当柔道整復師は確認できません。
そもそも、貴職らは、保険者として被保険者（患者）に対して、柔道整復師の扱う保険制度についてどのような説明責任をはたされているのでしょうか。

敬具